

東日本大震災を踏まえた大規模災害時における 消防団活動のあり方等に関する検討会報告書の概要

防災課

1 はじめに

消防庁では、東日本大震災を受けて、消防審議会等での議論を踏まえ、昨年11月から「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会（以下、「検討会」という。）」を開催してきました。このたび、検討会の室崎益輝座長（関西学院大学教授）から消防団員の安全確保対策及び消防団の充実強化に向けた取り組みを中心とした報告書が消防庁長官に提出されましたので、その概要を紹介します。

2 報告書の概要について

(1) 津波災害時の消防団員の安全確保対策の推進等

東日本大震災において多くの消防団員が公務で亡くなったこと等を受けて、津波災害時の消防団員の安全確保対策として、国、都道府県、市町村等が連携し、以下のような取り組みを推進すること。

- ① 地元気象台など関係機関と連携し、地震・津波の監視・観測体制の強化を図ること。
- ② 津波災害時の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備すること。その際、地域ごとに、地形の特性、津波到達までの予想時間等を基に、退避ルールの確立と、津波災害時の消防団活動の明確化を図る必要があること。
- ③ 津波警報等の情報を消防団員に伝達するための情報伝達体制の整備・確立を図ること。その際、情報伝達手段の多重化・双方向化に留意すること。
- ④ 消防団員の津波災害に対する知識と安全管理を高めるため、教育訓練の充実を図ること。
- ⑤ 津波災害に対しては、住民が率先して避難することが基本であり、そのため、住民とのハザードマップなどを活用したリスクコミュニケーションが重要である。避難場所や避難路の整備、海拔表示板の設置など、津波に強いまちづくりを進めるとともに、地域ぐるみの避難計画の作成、避難訓練の実施などを進めること。その際、消防団などの活動の限界及び

消防団の退避ルールについても住民に周知しておくことが重要である。

⑥ 消防団員の惨事ストレス対策に留意すること。

なお、詳細については、「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」中間報告、本年3月9日付け消防災第100号「津波災害時の消防団の安全確保対策について」及び報告書本文の「3 東日本大震災における教訓と消防団員の安全確保対策等」を参照されたい。

(2) 装備・教育訓練等の充実

東日本大震災における消防団の活動を踏まえ、その装備、教育訓練等に関して、大規模地震、特に津波の被害が想定される地域においては、以下のような点に留意して、その充実を図ること。

- ① 安全靴などの団員の基本装備の充実
- ② 無線等通信機器の整備
- ③ 大規模災害時において活動が長期化した場合等への備え（食糧、燃料、予備の装備、バックアップの仕組み）
- ④ 消防本部等との連携訓練の充実
- ⑤ 広域応援に備えた装備・訓練の充実

なお、詳細については、報告書本文の「4 (1) 装備・教育訓練等の充実」を参照されたい。

(3) 消防団による広域応援及び関係機関との連携の推進

消防団員は他に生業等を有していること等から、離れた地域への長期間にわたる応援出動は難しいと考えられるが、比較的短期間、同一都道府県内や隣接した地域であれば応援出動することも可能と考えられ、地域の状況を知っていることから、他の実動部隊（緊急消防援助隊、警察、自衛隊）にはない独自の強みを発揮できるのではないかと考えられる。また、東日本大震災の経験を踏まえると消防団による広域応援が行われることにより、被



災地の消防団員の負担を少しでも軽減することが可能になるのではないかと考えられるため、消防団の相互応援協定の締結の促進等を図ること。

また、消防本部、消防団、警察、自衛隊といった部隊間の連携を推進すること。

なお、詳細については、報告書本文の「4（2）消防団による広域応援」、「4（3）消防本部・警察・自衛隊等との連携」を参照されたい。

（4）消防団への入団促進を図るための取り組みの推進

「若者が入りやすい消防団へ」という観点から、以下のような取り組みを推進すること。

- ① 処遇の改善等（家族の理解）
- ② 事業所への働きかけ（事業所の理解）
- ③ 地域ぐるみの取り組み（地域の理解）
- ④ より多様で魅力ある消防団へ
 - 女性の入団促進
 - 大学・高校への働きかけ
 - 専門性の向上
 - 広域応援への取り組み
 - 防災教育の取り組み
 - 消防団の魅力の発信

なお、詳細については、報告書本文の「5 若者が入りやすい消防団へ」及び事例集を参照されたいが、「① 処遇の改善等」について特に次の点に留意いただきたい。

- ア 活動内容に応じた処遇の改善は重要であり、特に地震、風水害などの長時間（長期間）の活動を余儀なくされる大規模災害時の出動手当は、充実すべきと考えられること。
- イ 報酬、出動手当は団員本人に直接支給することとし、団活動に要する経費（燃料費、通信運搬費等）は別途予算措置すべきものであること。
- ウ 災害時の団員家族の安否確認の方法など、家族を含めた安全対策を平常時から検討すべきと考えられること。

（5）地域の総合的な防災力の向上を図るための取り組みの推進

地域の総合的な防災力の向上を図るため、以下の点に留意した取り組みを推進すること。

- ① 大規模災害時において、消防団詰所は自主防災組織等との情報共有の拠点として重要。消防本部、消防団、自主防災組織などが役割分担し、協力して災害対応にあたること。必要に応じて消防隊（消防職団



室崎座長から久保消防庁長官への報告書の手交 平成24年8月30日

員）が、消火、救助などの活動に専念できるようなバックアップの仕組みを地域で準備しておくことも重要と考えられること。

- ② 平常時から市町村、消防本部、消防団、自主防災組織などで各種資機材や備蓄倉庫の点検、津波避難計画の作成や避難訓練などを実施しておくことが重要と考えられること。
- ③ 企業の自衛消防組織などとの連携を図ること。
- ④ 消防本部や消防団と学校等とが協力した防災教育への取り組みや災害伝承の取り組みが重要と考えられること。

なお、詳細については、報告書本文の「6 地域の総合的な防災力の向上のために」を参照されたい。

※ 報告書全文及び中間報告書は、消防庁ホームページでご覧いただけます。

「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会報告書（平成24年8月）」

http://www.fdma.go.jp/neuter/topics/houdou/h24/2408/240830_1houdou/01_houkokusyo.pdf

「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会中間報告書（平成24年3月）」

http://www.fdma.go.jp/disaster/syobodan_katudo_kento/cyukan_houkoku/index.pdf

問い合わせ先

消防庁国民保護・防災部防災課消防団係 伊藤・三宅
TEL: 03-5253-7525